

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第1の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 案		改 正 案	
<p>9 ローカル5Gの無線局の工事設計の一部について変更する場合（送信装置の一部について変更の工事を含む。）</p>		<p>9 [同左]</p>	
<p>工事設計のうち軽微なものであるもの</p>	<p>適用の条件</p>	<p>工事設計のうち軽微なものであるもの</p>	<p>適用の条件</p>
<p>1 空中線の工事設計</p>	<p>一の構内に設置する当該部分の位置、高さ又は指向方向に関する工事設計を改める場合（電気的特性に変更を来すこととなる場合（低下する場合を除く。）を除く。）であつて、次のいずれかに該当する場合に限る。</p> <p><u>1</u> 構外に漏えいする電波の強度が増加しない場合</p> <p><u>2</u> 構外に漏えいする電波の強度が増加する場合であつて、漏えいする電波の強度及び電気的特性について、当該構外に当たる土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する者（当該者からの委託によりローカル5Gの無線局の保守運用を行う者を含む。）の承諾を得ている場合</p>	<p>1 空中線の工事設計</p>	<p>屋内に設置する当該部分の位置、高さ又は指向方向に関する工事設計を改める場合（構外に漏えいする電波の強度又は電気的特性に変更を来すこととなる場合（低下する場合を除く。）を除く。）に限る。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>2 給電線の工事設計</p>	<p>一の構内に配置する給電線の全部又は一部分について削る場合、改める場合、又は追加する場合（いずれも電気的特性に変更を来すこととなる場合（低下する場合を除く。）を除く。）であつて、次のいずれかに該当する場合に限る。</p> <p><u>1</u> 構外に漏えいする電波の強度が増加しない場合</p> <p><u>2</u> 構外に漏えいする電波の強度が増加</p>	<p>2 給電線の工事設計</p>	<p>屋内に配置する給電線の全部又は一部分について削る場合、改める場合、又は追加する場合（いずれも構外に漏えいする電波の強度又は電気的特性に変更を来すこととなる場合（低下する場合を除く。）を除く。）に限る。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	<p style="text-align: center;">[注 略]</p> <p style="text-align: center;"> <u>する</u>場合であつて、<u>漏えいする電波の強度及び電気的特性について、当該構外に当たる土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する者（当該者からの委託によりローカル５Gの無線局の保守運用を行う者を含む。）の承諾を得ている場合</u> </p>	<p style="text-align: center;">[注 同左]</p>